

“CHINA PLUS ONE” ～東南アジア地域統括会社の活用～

【本号の内容】

1. はじめに
2. アジア各国の状況
3. 地域統括会社ストラクチャー
における税務留意点
4. おわりに

1. はじめに

日本に衝撃を与えた中国での反日デモから約半年が過ぎました。日系メーカーの製品に対する不買運動等、デモ後中国市場をリスクと感じる日本企業が増加しているのは事実です。しかし、実際のところ、日本の対中直接投資はデモ直後の2012年9月には落ち込んだものの、2ヵ月後の11月からは前年同月比で15%以上の増加に転じ、通年で見ると前年比で16%以上の増加となっています。この背景には、日本市場が縮小に向かう中、海外に出て行かなければならないと感じている日本企業が益々増加しているという事実があります。

2013年1月に発表された経済指標報道によると、中国の2012年の国内総生産(GDP)は速報値で前年比7.8%増、政府活動報告でも2013年のGDP成長率を7.5%に据え置くと表明されています。反日デモ等マイナスな出来事があったとしても、中国市場の成長は日本企業にとって無視できない存在であります。

しかし、「中国だけでは不安だ」「中国投資は継続して拡大していくが、中国に替わる投資先、拠点も欲しい」という考えを持ち始めている日本企業も増加しています。

そこで最近中国からのリスク分散先として日本企業が注目し始めているのが、東南アジアです。経済の規模、伸びはまだまだ中国と同レベルにはありませんが、人件費が高騰し、製造拠点としての価値が相対的に低下している中国に替わる投資先として、多くの日本企業が東南アジアに進出しています。

株式会社DCoはGCAサヴィアングループの一員として、M&A・事業再生に関する高い専門的知識と豊富な経験を有しており、高品質かつ広範囲のデューデリジェンス・サービスを提供するとともに、企業価値評価、会計・税務に関するストラクチャリング・アドバイス、ポストディールサポートまで幅広いサービスを提供致します。

詳しくは、www.dco.kk.comにて紹介しています。

下記は内閣府が発表している「世界経済の潮流 2010 年 I」から抜粋した、アジア各国の GCP 成長率、潜在成長率の比較です。中国の成長率が断トツに高いのは一目で分かりますが、注目すべきは、インドネシア以下の東南アジア諸国の成長率です。

成長を続ける中国市場と、今後成長すると予測される東南アジア市場

アジア各国の成長率比較		
	実質 GDP 成長率 (%)	
	2000 年代(※)	2010 年代
中国	10.0	9.1
インド	7.2	6.9
インドネシア	5.2	5.7
マレーシア	5.5	5.2
フィリピン	5.0	5.0
タイ	4.8	4.9
シンガポール	5.5	4.6
香港	5.0	3.9
韓国	4.4	3.9
台湾	4.0	2.2

※00 年～08 年の実質 GDP 成長率の年平均値
内閣府「政界経済の潮流 2010 年 I」より

このように、多くの日本企業が東南アジアに進出するなか、市場ニーズへの対応等より現場に近いところでの意思決定が可能な体制の構築、地域内のグループ企業に対して経営支援機能やシェアードサービスを提供することによる地域内グループ企業全体での効率性の向上、低い法人税率や各種の税制上の優遇措置を活用した連結実効税率の改善を目的にアジア事業の統括拠点として地域統括会社も東南アジアに置く、という日本企業が急速に増加しています。

また、既に東南アジアに地域統括会社を設置している企業においても、インドや南西アジアも統括対象に加えたり、新規事業・再編・投資の立案等の機能を強化する動きが加速しています。

今月号の DCo News では、特に税務の観点から、東南アジアにおいて地域統括会社を構築し活用する効果及び留意点についてシンガポールを中心にまとめました。

2. アジア各国の状況

アジア、東南アジア主要国における地域統括会社の設立代表国として、法人税率が低く、キャピタルゲイン非課税や優遇税制等が整備されているシンガポールと香港がよく比較されます。租税条約や統括会社優遇税

制という観点からは、シンガポールの方がメリットはありますが、香港は中国との結びつきが強いため、地域統括会社の先の投資、輸出エリアをどこにするかということを判断基準に、統括会社の所在地を決定することが重要であると考えられます。

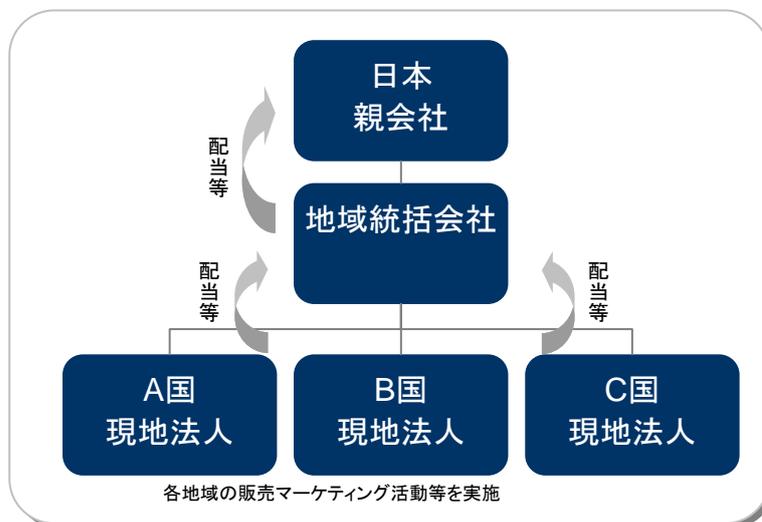
また、近時では、製造業が集積し、国としても地域統括拠点誘致政策を導入しているタイに地域統括機能を置く会社が増加傾向にあります。

	シンガポール	香港	タイ
法人税率	17%	16.5%	30%
統括会社優遇税制	あり	なし	あり
キャピタルゲイン課税	なし	なし	あり
租税条約締結国	69カ国	約20カ国	55カ国
外資規制	重要な規制なし	重要な規制なし	あり
言語	英語、中国語、マレー語	英語、中国語	タイ語、(英語)

3. 地域統括会社ストラクチャーにおける税務留意点

シンガポールに地域統括会社を設置した場合の典型的なストラクチャーは下図の通りです。

地域統括会社ストラクチャー構築時には念入りのタックスインパクトの検証が必要



ここでは下記の点に留意する必要があります。

- 各現地法人売却時の統括会社でのキャピタルゲイン課税の有無
 - シンガポールでは、キャピタルゲインは原則非課税となっているため、子会社売却時の課税はない
 - ✓ 要件: 譲渡前 24ヶ月以上 20%以上保有
 - 被統括会社(各国現地法人)では、各国の税制やシンガポールとの租税条約に従い課税が行われる

2. 日本におけるタックスヘイブン対策税制の適用有無(『統括会社』の例外要件の確認)
 - シンガポールの法人税率は 20%以下であるため、タックスヘイブン対策税制の適用可能性あり
 - 一般的な適用除外要件(事業基準・実体基準・管理支配基準・非関連者基準又は所在国基準)の適用可否について確認が必要(本号では要件詳細は省略)
 - 上記に追加して、平成 22 年度税制改正により『統括会社』の特例が整備され、一定の要件を満たす『統括会社』についてはタックスヘイブン対策税制の適用外とされた
3. 資金還流時の課税関係
 - 各国現地法人からシンガポール統括会社への資金還流
 - ✓ シンガポールでは配当は原則非課税となる。利子、使用料については課税あり
 - ✓ 各国現地法人では、各国の税制に従い課税有無を判断(租税条約上の制限税率と国内法上の源泉税率を比較し、租税条約上の制限税率が低い場合にはその税率が適用される)
 - シンガポール統括会社から日本の親会社への資金還流
 - ✓ シンガポールでは支払配当に係る源泉徴収なし
 - ✓ 日本では、外国子会社配当益金不算入制度の要件を満たす場合には配当額の 95%が益金不算入となる
4. シンガポールの優遇税制の活用
 - 地域統括本部(RHQ)優遇税制
 - ✓ 統括機能を有する一定規模以上の会社であり一般的要件と数値的要件を充足する会社については、海外からの地域統括サービスと認定される所得(経営、サービス、販売、貿易、ロイヤルティ)の増分について最長 5 年間にわたり 15%の軽減税率が適用可能
 - 国際統括本部優遇税制
 - ✓ 国際統括本部は RHQ を超える事業を行う企業に適用され、一定の要件を充足する統括会社については、適格所得に対する 5%又は 10%の軽減税率等の個別のインセンティブあり(経済開発庁[EDB]と協議)
 - 金融財務センター優遇税制
 - ✓ 一定の金融取引を行う統括会社については、5~10 年にわたり 10%の軽減税率、必要資金の国外借入利息に係る源泉税の免除
 - グローバル・トレーダーズ・プログラム
 - ✓ 一定の国際貿易等に携わる物流統括会社については、認定されると特定商品のオフショア貿易による収益に対して 5%または 10%の軽減法人税率が適用

4. おわりに

東南アジアへの事業展開のハブとしてシンガポールに地域統括会社を設置する日本企業は今後も増加することが予想されます。その背景には、政治や経済面での安定性や、法制度や税制度の充実、言語やインフラ等ビジネス上の利点や駐在員の生活のしやすさ等々、数多くの利点があります。

中でも税務上の各種取扱いについては、ストラクチャー構築時、資金還流時のタックスインパクト(優遇税制の適用有無、租税条約の適用可否、キャピタルゲイン課税を最小限に抑える等)に大きな影響を与えるため、各国の税制や租税条約等、関連する諸制度を十分に理解し実行する必要があります。

お問い合わせ先:

株式会社 DCo

小林 正紀 ディレクター mkobayashi@dcokk.com

伊藤 晋 アソシエイト sito@dcokk.com